

加入負担金一覧表

量水器口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm
金額	73,000	103,000	206,000	361,000	721,000	1,236,000	2,060,000	村長が別に定める額
消費税	5,840	8,240	16,480	28,880	57,680	98,880	164,800	
計	78,840	111,240	222,480	389,880	778,680	1,334,880	2,224,800	
工事手数料	3,000	3,000	10,000	10,000	10,000	20,000	20,000	20,000
合計	81,840	114,240	232,480	399,880	788,680	1,354,880	2,244,800	

給水装置工事手数料

量水器を取付ける場合 (口径増大・縮小を含む)	量水器口径 13mmから20mmまで		3,000	(各種手数料)	300 円
	量水器口径 25mmから40mmまで		10,000	(指定給水装置工事事業者指定手数料)	
	量水器口径 50mm以上		20,000		10,000 円
量水器を取付けない場合	改造及び取り出し工事	量水器口径 40mmまで	2,000	(指定給水装置工事事業者証再発行手数料)	
		量水器口径 50mm以上	5,000		2,500 円
	その他工事	単独撤去工事及び上記に該当しない軽易な工事		1,000	※手数料は非課税